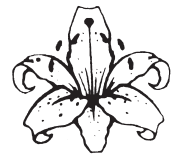


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成23年7月22日(金曜日)

号外第49号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		条例(県土整備・砂防海岸課)	14
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(政策・予算調整課)	6	神奈川県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例(教委・学校経理課)	14
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(政策・予算調整課)	6	神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(教委・スポーツ課)	15
神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境農政・大気水質課)	6	○規則	
港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する		港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(県土整備・砂防海岸課)	15

本号で公布された条例のあらまし

1 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、特定保険業認可申請手数料を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成23年8月1日から施行することとした。

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 保険業法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、特定保険業認可申請手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成23年8月1日から施行することとした。

3 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における「地下浸透禁止物質」等の用語の意義を定めるとともに、規定の整備をすることとした。(第2条関係)
- (2) 指定事業所の設置等の手続等
 - ア 指定事業所の設置の許可を受けようとする者が知事に提出しなければならない書類に記載する事項に排煙の排出に係る予測値等を追加することとした。(第3条関係)
 - イ 表示板を掲示しなければならない者から燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業を行う指定施設のみを設置する者を除くこととした。(第6条関係)
 - ウ 設置工事完了の届出(第7条関係)
 - (イ) アの許可を受けた者は、指定事業所に配置される指定施設の設置の工事が完了したとき(当該指定事業所に配置される指定施設が複数ある場合は、当該複数の指定施設の全ての設置の工事が完了したとき)は、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。
 - (ロ) (イ)の場合において、当該複数の指定施設の一部を使用して当該指定事業所に係る事業を開始しようとするときは、当該一部の指定施設の設置の工事が完了する都度、(イ)の規定による届出をしなければならないこととした。
 - エ 変更の事前届出を廃止すること等に伴い、変更の許可を受けなければならない事項及び変更の届出をしなければならない事項について、規定の整備をすることとした。(第8条～第10条関係)
 - オ アの許可を受けた者について分割(指定事業所の一部(当該一部の指定事業所がそれぞれ単独で公共下水道に排水を排出する場合に限る。)を承継させるものに限る。)があったときは、分割により当該指定事業所の一部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継することとした。(第11条関係)
 - カ アの許可を受けた者は、指定事業所に係る事業等を休止し、又は休止した当該指定事業所に係る事業等を再開したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(第12条関係)
 - キ 知事がアの許可を取り消すことができる事由から、指定事業所に係る事業を許可の日から起算して1年以上引き続き

休止している場合で、当該事業を再開する見込みがないときを削除することとした。(第14条関係)

ク 環境配慮書の提出等に関する規定を削除することとした。(第16条、第17条関係)

ケ 知事が環境管理事業所として認定することができる指定事業所の要件に大気汚染及び水質汚濁の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所であることを追加することとした。(第18条関係)

コ 環境管理事業所の認定の欠格事項に、指定事業所の設置者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるときを追加することとした。(第19条関係)

サ 知事は、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所で規則で定める要件に適合するものを、環境配慮推進事業所として登録することができることとした。(第19条の2関係)

シ サに伴い、環境配慮推進事業所に係る事項の公表等について、規定の整備をすることとした。(第20条～第22条関係)

ス サの規定による登録は、登録の有効期間の満了等により、その効力を失うこととした。(第23条関係)

セ 知事は、環境管理事業所の設置者がコに該当するに至ったときは、環境管理事業所の認定を取り消すものとした。(第24条関係)

ソ 知事は、スの規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならないこととした。(第24条の2関係)

(3) 事業所における環境負荷の低減等

ア 事業者は、イの指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととした。(第37条関係)

イ 知事は、事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を支援するため、環境への負荷の低減に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。(第38条関係)

ウ 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造等をする化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならないこととした。(第42条の2関係)

エ 化学物質の自主的な管理の状況の報告 (第42条の3関係)

(イ) 指定事業所の設置者は、規則で定める期間ごとに、当該指定事業所で製造等をしている特定有害物質の種類等を知事に報告しなければならないこととした。

(ロ) 知事は、(イ)の報告をした者に対し、化学物質の自主的な管理の推進について、必要な指導及び助言を行うことができることとした。

オ 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する規定を削除することとした。(第43条、第44条関係)

(4) 特定行為の制限等

ア 屋外における焼却の制限 (第49条関係)

(イ) 何人も、一定の場合を除き、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならないこととした。

(ロ) 地域の慣習による催しに伴う焼却等を行う者は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならないこととした。

イ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出に関する規定を削除することとした。(第51条関係)

(5) 土壌、地下水及び地盤環境の保全

ア 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止 (第58条関係)

(イ) 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌が存在する土地(当該土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む。)として規則で定める土地(以下「汚染された土地」という。)において土地の区画形質の変更(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画等について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならないこととした。

(ロ) 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、(イ)の規則で定める基準に適合していない土壌として規則で定める土地(以下「汚染土壌」という。)の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

イ 汚染された土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該汚染された土地の譲渡等を行うときは、その譲渡等を行う相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならないこととした。(第58条の2関係)

ウ 汚染土壌による埋立て等の禁止等（第58条の3関係）

(7) 何人も、汚染土壌を使用して埋立て等を行ってはならないこととした。ただし、生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている埋立て等にあつては、この限りでないこととした。

(4) 土地所有者等は、(7)の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならないこととした。

エ 汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならないこととした。（第58条の4関係）

(7) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

(6) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

オ 汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならないこととした。（第58条の5関係）

(7) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。

(4) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌がア(7)の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。

(5) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。

カ 知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。（第58条の6関係）

キ 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第59条関係）

(7) 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、カ(7)の指針に基づき、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果等を知事に報告しなければならないこととした。

(4) (7)の特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下(4)において同じ。）が行われた場合にあつては、当該土壌汚染状況調査の内容が(7)の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しないこととした。

ク 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等（第60条関係）

(7) 特定有害物質使用地において非常災害のために必要な応急措置として土地の区画形質の変更を行おうとするときは、知事への届出を要しないこととした。

(4) 特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る届出を行った事業者は、当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であつて、当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、カ(7)の指針に基づき、特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならないこととした。

(6) (4)の場合において、キ(4)の規定は(4)の規定による調査について準用することとした。

(5) 知事は、(4)の報告（土地の区画の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壌の特定有害物質による汚染状態がア(7)の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表することとした。

(4) (4)の規定による調査を実施した事業者は、当該特定有害物質使用地について、土壌汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあつては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）を作成することを要しないこととした。

(6) 事業者は、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地（キ(7)又はク(4)の規定による調査により土壌の汚染が確認された土地に限る。）において土地の形質の変更を行ったときは、その日から起算して14日以内に、そ

の旨を知事に届け出なければならないこととした。

ケ キ(7)若しくはク(4)の規定による調査(以下「条例調査」という。)又は土壤汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壤汚染状況調査を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がア(7)の規則で定める基準(規則で定める事項を除く。)に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壤汚染状況調査をさせた者は、カの指針に基づき、当該土壤の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報告しなければならないこととした。(第62条の2関係)

コ 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に関する規定を削除することとした。(第64条～第68条関係)

(6) 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

特定低公害車の導入義務を廃止するとともに、規定の整備をすることとした。(第86条の2、第88条の2、第89条、第90条関係)

(7) 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進

ア 事業者は、イの指針に従い、事業活動を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報(以下「環境情報」という。)の提供を行うよう努めるとともに、当該提供を通じて、事業活動の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。(第97条関係)

イ 知事は、事業者による環境情報の提供を促進するため、環境情報の提供に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。(第98条関係)

ウ 周辺環境配慮計画書の提出(第99条関係)

(7) 周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業で規則で定めるものを行おうとする者(以下「周辺環境配慮事業者」という。)は、当該事業を行うに当たり、あらかじめ、事業の内容及び規模、使用する施設の種類等に応じ、事業所の周辺の地域の住民等に環境情報を提供しなければならないこととした。

(4) 周辺環境配慮事業者は、(7)の規定による提供をする14日前までに、自ら周辺の地域の環境に配慮した事項等を記載した周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならないこととした。

(6) 周辺環境配慮事業者は、当該事業所における事業の実施に伴う周辺の地域の生活環境に及ぼす影響(規則で定めるものに限る。)について、キの指針に基づき調査を行い、その結果を記載した書類を(4)の周辺環境配慮計画書に添付しなければならないこととした。

(5) 周辺環境配慮事業者が当該事業所における事業に関して環境影響評価法第2条第1項に規定する環境影響評価又は神奈川県環境影響評価条例第7条第1項に規定する調査を行った場合は、(6)の調査をすることを要しないこととした。

(4) 知事は、(4)の規定による周辺環境配慮計画書の提出があったときは、イの指針等を勘案し、当該周辺環境配慮計画書を提出した周辺環境配慮事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができることとした。

エ 周辺環境配慮事業者は、ウ(7)の規定による提供をしたときは、提供した環境情報の内容等を記載した周辺環境配慮報告書を知事に提出しなければならないこととした。(第100条関係)

オ 変更等の届出(第101条関係)

(7) エの周辺環境配慮報告書を提出した周辺環境配慮事業者は、当該事業に係る一定の事項を変更したとき又は当該事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(4) ウ(4)の規定は、(7)の規定による届出(自ら周辺の地域の環境に配慮した事項の変更に限る。)があった場合について準用することとした。

(6) (2)アの許可を受けた者は、(7)の規定にかかわらず、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名等を変更したときは、(7)の規定により届け出を要しないこととした。

カ 事業者は、キの指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握し、周辺の地域の環境に配慮するよう努めなければならないこととした。(第101条の2関係)

キ 知事は、事業者が実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握を支援するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針を定め、これを公表しなければならないこととした。(第101条の3関係)

(8) 環境保全に係る知事の措置等

ア 違反者等への勧告(第110条の2関係)

(7) 知事は、指定事業所の表示板の掲示に係る規定等に違反している者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

(ロ) 知事は、下請企業等に対する援助の責務等を果たしていない者に対し、環境保全上の支障を防止するために必要な指導等を行うべきことを勧告することができることとした。

イ 知事は、ア(ロ)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができることとした。(第110条の3関係)

ウ 事故時等の措置(第113条、第113条の2関係)

(ア) 事業者は、事業所において生じた事故又は自動車の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出し、又は発生することによって、公害が生じ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事が指定する機関及び関係市町村長(以下「通報受理機関」という。)に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならないこととした。

(イ) (ア)の場合においては、(ア)の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を通報受理機関に報告しなければならないこととした。

(ロ) 知事は、(イ)の事態を発生させた事業者が(イ)の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、(イ)の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

(ハ) (イ)の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならないこととした。

(9) 罰則に関する規定を整備することとした。(第120条、第121条、第122条、第123条関係)

(10) 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第25項関係)

(11) 指定作業に、汚染土壌の処理の作業を追加することとした。(別表第1関係)

(12) この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

(13) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

4 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 葉山港の施設整備に伴い、利用の承認の規定を整備するとともに、本港浮桟橋の利用料の額を新港浮桟橋と同額にすることとした。(第4条、別表第1関係)

(2) 大磯港の東荷さばき地の緑地化に伴い、利用の承認の規定を整備することとした。(第4条、別表第1関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(第4条、第6条、別表第1関係)

(4) この条例は、平成23年10月1日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

5 神奈川県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

(1) 東日本大震災により被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児、児童又は生徒に対する教育の機会の確保に資することを目的として国から交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を神奈川県高校生修学支援基金に積み立てることとしたことに伴い、条例の題名を「神奈川県高校生修学支援等基金条例」に改めるとともに、規定の整備をすることとした。(題名、第1条～第3条関係)

(2) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金及び神奈川県高校生修学支援等基金(以下「基金」という。)の運用から生ずる収益金(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金に係る部分に限る。)は、基金の他の資金と区分して管理するものとした。(第4条関係)

(3) 基金を処分することができる場合に、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児、児童又は生徒に対する教育の機会の確保に資するために実施する事業の経費に充てる場合を追加することとした。(第8条関係)

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。

6 神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例(平成22年神奈川県条例第39号)の施行期日を「公布の日から起算して1年5月を超えない範囲内において神奈川県教育委員会規則で定める日」から「公布の日から起算して3年1月を超えない範囲内において神奈川県教育委員会規則で定める日」に改めることとした。(附則第1項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年7月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表中33の項を34の項とし、3の項から32の項までを1ずつ繰り下げ、同表2の項中「(平成12年神奈川県条例第2号)」を削り、同項を同表3の項とし、同表1の項を同表2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 特定保険業認可申請手数料	神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)第2条
----------------	------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。
(収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(平成22年神奈川県条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表20の項の改正規定中「別表の2 手数料の表20の項」を「別表の2 手数料の表21の項」に改める。

附則ただし書中「別表の2 手数料の表20の項」を「別表の2 手数料の表21の項」に改める。

- 3 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(平成23年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち別表の2 手数料の表中33の項を34の項とし、14の項から32の項までを1ずつ繰り下げ、同表13の項の次に加える改正規定中「33の項を34の項とし、14の項から32の項まで」を「34の項を35の項とし、15の項から33の項まで」に、「同表13の項」を「同表14の項」に、「14 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料」を「15 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料」に改める。

第2条のうち別表の2 手数料の表14の項の改正規定中「別表の2 手数料の表14の項」を「別表の2 手数料の表15の項」に、「14 指定居宅サービス事業者指定申請手数料」を「15 指定居宅サービス事業者指定申請手数料」に改める。

附則第1号中「33の項を34の項とし、14の項から32の項まで」を「34の項を35の項とし、15の項から33の項まで」に、「同表13の項」を「同表14の項」に改める。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中11 収用委員会関係の表を12 収用委員会関係の表とし、2 総務局関係の表から10 公安委員会関係の表までを1表ずつ繰り下げ、1 政策局関係の表を2 政策局関係の表とし、同表の前に次の1表を加える。

1 共通

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査	特定保険業認可申請手数料	15万円

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 環境配慮書の提出等(第16条・第17条)」を「第2節 削除」に、「環境管理事業所」を「環境管理事業所等」に、「第24条」を「第24条の2」に、「第3章 事業所」を「第3章 事業所等」に、「第33条」を「～第33条の2」に、「における環境負荷の低減」を「における環境負荷の低減等」に、「公害の発生要因」を「環境への負荷」に、「第42条」を「第42条の3」に、「第3節 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理(第43条・第44条)」を「第3節 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理(第43条・第44条)」に、「第4節 削除」を「第4節 削除」に、「第3節及び第4節 削除」に、「屋外燃焼行為」を「屋外における焼却」に、「作業の制限等」を「作業の制限」に、「第6節 屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止(第57条)」を「第6節 削除」に、「第3節 特定」に改め、「第58条」の次に「～第58条の6」を加え、「第4節 削除」を「第3節及び第4節 削除」に、「第2節 特定低公害車の導入義務(第89条～第93条)」を「第2節 削除」に、「第9章 削除」を「第9章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進」に、「第9章 削除」を「第9章 環境情報の提供(第97条～第101条) 周辺の地域の環境への配慮の促進(第101条の2・第101条の3)」に、「第113条の6」を「第113条の7」に改める。

第3節 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理(第43条・第44条)を

第4節 削除

「第3節及び第4節 削除」に、「屋外燃焼行為」を「屋外における焼却」に、「作業の制限等」を「作業の制限」に、「第6節 屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止(第57条)」を「第6節 削除」に改め、「第58条」の次に「～第58条の6」を加え、「第3節 特定」に改め、「第58条」の次に「～第58条の6」を加え、「第4節 削除」を「第3節及び第4節 削除」に、「第2節 特定低公害車の導入義務(第89条～第93条)」を「第2節 削除」に、「第9章 削除」を「第9章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進」に、「第9章 削除」を「第9章 環境情報の提供(第97条～第101条) 周辺の地域の環境への配慮の促進(第101条の2・第101条の3)」に、「第113条の6」を「第113条の7」に改める。

第4節 削除

「第3節及び第4節 削除」に、「第2節 特定低公害車の導入義務(第89条～第93条)」を「第2節 削除」に、「第9章 削除」を「第9章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進」に、「第9章 削除」を「第9章 環境情報の提供(第97条～第101条) 周辺の地域の環境への配慮の促進(第101条の2・第101条の3)」に、「第113条の6」を「第113条の7」に改める。

第2条中第8号を第14号とし、第7号を第13号とし、同条第6号中「別表第1に掲げる作業(当該作業の一部分のみを行う場合の

環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進 環境情報の提供(第97条～第101条)

周辺の地域の環境への配慮の促進(第101条の2・第101条の3)」に、「第113条の6」を「第113条の7」に改める。

第2条中第8号を第14号とし、第7号を第13号とし、同条第6号中「別表第1に掲げる作業(当該作業の一部分のみを行う場合の

その作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。次条において同じ。)を行う事業所のうち、」を削り、「(臨時的又は仮設的な事業所を除く。)で規則で定める作業(以下「指定作業」という。)を行うもの」を「で指定作業を行うもの(当該指定作業の期間が継続して6月を超えない事業所を除く。)」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第5号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定作業 別表第1に掲げる作業で規則で定めるものをいう。

(11) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設(装置及び設備を含む。)で規則で定めるものをいう。

第2条第4号中「工場若しくは事業場(以下「事業所」という。)」を「事業所」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(7) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち、それが地下に浸透することに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるものをいう。

(8) 特定有害物質 地下浸透禁止物質のうち、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある地下浸透禁止物質で規則で定めるものをいう。

第2条第3号中「たい積」を「堆積」に、「又は動力」を「、動力」に改め、「変更」の次に「又は建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業所 工場又は事業場をいう。

第2条に次の1号を加える。

(15) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。

第3条第2項第6号中「規模及び構造」を「構造及び敷地の境界線」に改め、同項第7号中「別表第1に掲げる作業」を「指定作業」に改め、「種類」の次に「及び工程」を加え、同項第8号中「別表第1に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)」を「指定施設」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 排煙その他規則で定める物質の排出に係る予測値及びその算出根拠

第3条第2項中第14号を第20号とし、同項第13号中「計画」の次に「(その方法を明らかにするために必要となる事項を含む。)」を加え、同号を同項第19号とし、同項第12号の次に次の6号を加える。

(13) 排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量その他規則で定める物質の排出に係る予測値及びその算出根拠

(14) 騒音及び振動の予測値及びその算出根拠

(15) 別表第1の51の項に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。)を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及

び量

(16) 別表第1の68の項に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。)を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量

(17) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置

(18) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法

第3条第3項中「前項第13号」を「第2項第19号」に、「第12号」を「第18号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第12号から第14号までに掲げる予測値の算出方法については、規則で定める。

第4条第1項第3号中「生コンクリートプラントその他の」を「前条第2項第17号の」に改める。

第6条第1項中「で規則で定めるもの」を「(別表第1の61の項に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。))を行う指定施設のみを設置する者を除く。)」に改める。

第7条の見出しを「(設置工事完了の届出)」に改め、同条中「係る事業を開始したとき」を「配置される指定施設の設置の工事が完了したとき(当該指定事業所に配置される指定施設が複数ある場合は、当該複数の指定施設の全ての設置の工事が完了したとき)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合において、当該複数の指定施設の一部を使用して当該指定事業所に係る事業を開始しようとするときは、当該一部の指定施設の設置の工事が完了する都度、同項の規定による届出をしなければならない。

第8条第1項中「及び第6号から第14号までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上重要なものとして規則で定める」を「、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項の」に、「第18条第1項」を「第19条の2第1項」に、「認定された環境管理事業所」を「登録された環境配慮推進事業所」に改め、「あつては」の次に「、これらの事項の変更のうち」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 第3条第2項第9号に掲げる事項の変更にあつては、用水の種類及び使用量の変更

(2) 第3条第2項第10号に掲げる事項の変更にあつては、用水の系統の変更

(3) 第3条第2項第11号に掲げる事項の変更にあつては、公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置している水路(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。))をいう。第11条第2項において同じ。)への変更

(4) その他規則で定める軽微な変更

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第1項中「同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更
- (2) 第3条第2項第4号、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで又は第19号に掲げる事項の変更(第8条第1項第4号に掲げる変更に限る。)
- (3) 第3条第2項第10号に掲げる事項の変更(第8条第1項第2号又は第4号に掲げる変更に限る。)
- (4) 第3条第2項第11号に掲げる事項の変更(第8条第1項第3号又は第4号に掲げる変更に限る。)
- (5) 第3条第2項第18号に掲げる事項の変更

第10条第2項を削る。

第11条第2項中「(当該指定事業所の全部)の次に「又は一部(当該一部の指定事業所がそれぞれ単独で公共下水道に排水を排出する場合に限る。以下この項において同じ。)」を加え、「により当該指定事業所の全部」の次に「又は一部」を加える。

第12条中「第2条第6号」を「第2条第10号若しくは第11号」に、「又は当該」を「、当該」に改め、「中止したとき」の次に「、当該指定事業所に係る事業若しくは当該指定施設に係る指定作業を休止し、又は休止した当該指定事業所に係る事業若しくは当該指定施設に係る指定作業を再開したとき」を加える。

第13条中「第2条第6号」を「第2条第10号若しくは第11号」に改める。

第14条第1項第5号中「、又は1年以上引き続き休止している場合で」及び「し、又は再開」を削る。

第15条第1項中「第2条第6号」を「第2条第10号若しくは第11号」に改め、同条第2項中「又は第9条第1項の届出」及び「又は届出」を削り、「第12号」を「第19号」に改める。

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第16条及び第17条 削除

「第3節 環境管理事業所」を「第3節 環境管理事業所等」に改める。

第18条第1項中「以下」を「次項第3号において」に、「行って」を「行い、並びに大気汚染及び水質汚濁の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進して」に改め、同条第2項第1号中「氏名又は」を「指定事業所の設置者の氏名又は」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「事業所」を「指定事業所」に改め、同項第5号を削り、第6号を第5号とする。

第19条第2号中「あつて」を「あつては」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるとき。

第19条の次に次の1条を加える。

(環境配慮推進事業所の登録)

第19条の2 知事は、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所で規則で定める要件に適合するものを、当

該環境管理事業所の設置者の申請に基づき、環境配慮推進事業所として登録することができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 環境管理事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 環境管理事業所の名称及び所在地
- (3) 当該環境管理事業所において第38条、第40条又は第48条の指針に基づき自ら周辺の生活環境に配慮した事項
- (4) 当該環境管理事業所において行う指定作業及び当該指定作業を行う指定施設の概要
- (5) その他規則で定める事項

3 第1項の登録の有効期間は、3年の範囲内で知事が定める期間とする。

第20条の見出しを「(公表)」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「有効期間」を「年月日」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、環境配慮推進事業所について準用する。

第21条中「第18条第1項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に、「同条第2項第3号から第6号まで」を「第18条第2項第3号から第5号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 環境配慮推進事業所の設置者は、当該環境配慮推進事業所に係る第19条の2第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第22条第1項中「第18条第1項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、環境配慮推進事業所について準用する。

第23条の見出しを「(認定及び登録の失効)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第19条の2第1項の登録は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 登録の有効期間が満了したとき。
- (2) 当該環境配慮推進事業所を廃止したとき。
- (3) 当該環境配慮推進事業所が環境管理事業所に該当しなくなったとき。

第24条第2号中「第18条第1項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に、「第19条第1号又は第2号」を「第19条各号のいずれか」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(登録の抹消)

第24条の2 知事は、第23条第2項の規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

第3章の章名中「事業所」を「事業所等」に改める。

第28条第1項第1号中「排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「排水指定物質」という。)」を「排水指定物質」に改める。

第29条の見出し中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改

め、同条第1項中「排水指定物質(その化合物を含む。)のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を「地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質」に改め、同条第2項中「同項の規則」を「第2条第7号の規則」に、「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に、「施行日」を「施行の日」に改める。

第30条第1項中「(その化合物を含む。)」を削る。

第33条の次に次の1条を加える。

(屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止)

第33条の2 事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、より騒音及び振動の少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮及び作業を行う者への教育、指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を防止する措置を講じなければならない。

第34条中「同項の規則で定める」を削る。

第5章の章名中「低減」を「低減等」に改める。

「第1節 公害発生要因の低減」を「第1節 環境への負荷の低減」に改める。

第37条の見出しを「(環境への負荷の低減)」に改め、同条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「公害の発生要因」を「環境への負荷(神奈川県環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)」に、「おおむね次に掲げる事項の実施に」を「必要な措置を講ずるよう」に改め、同条各号を削る。

第38条の見出しを「(環境への負荷の低減に関する指針)」に改め、同条中「公害の発生要因」を「環境への負荷」に改める。

第39条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「、おおむね次に掲げるところにより」及び各号を削る。

第42条の見出しを「(化学物質管理目標の作成等)」に改め、同条第1項中「(平成11年法律第86号)」を削り、「化学物質の管理」を「第一種指定化学物質(同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この項において同じ。)の管理」に、「化学物質の取扱量」を「第一種指定化学物質の取扱量」に改め、第5章第2節中同条の次に次の2条を加える。

(化学物質の自主的な管理の推進)

第42条の2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならない。

(化学物質の自主的な管理の状況の報告)

第42条の3 指定事業所の設置者は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 排出ガスに含まれる排煙指定物質及び排水に含まれる排水指定物質の種類
- (4) 当該指定事業所で製造し、使用し、処理し、又は保管している特定有害物質(過去において製造し、使用し、処理し、

又は保管していたものを含む。)の種類及びその種類ごとの使用期間

(5) 当該指定事業所における事業活動に伴って発生する規則で定める炭化水素系特定物質の種類及びその種類ごとの使用履歴

(6) 環境に係る組織体制の整備に係る事項

2 知事は、前項の報告をした者に対し、化学物質の自主的な管理の推進について、必要な指導及び助言を行うことができる。第5章第3節及び第4節を次のように改める。

第3節及び第4節 削除

第43条から第46条まで 削除

第47条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「及び事業所」を「、事業所」に改め、「、おおむね次に掲げるところにより」及び各号を削る。

「第1節 屋外燃焼行為の制限」を「第1節 屋外における焼却の制限」に改める。

第49条の見出しを「(屋外における焼却の制限)」に改め、同条第1項中「事業者は」を「何人も」に改め、「、規則で定める焼却施設を用いることなく」を削り、「燃焼させては」を「焼却しては」に改め、同項ただし書中「地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為」を「次に掲げる焼却について」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 規則で定める焼却施設を用いる焼却

(2) 地域的慣習による催しに伴う焼却その他の規則で定める焼却(規則で定める物の焼却に限る。)

第49条第2項を次のように改める。

2 前項第2号の焼却を行う者は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。

第49条第3項中「燃焼行為」を「焼却」に、「事業者」を「者」に、「燃焼の」を「焼却の」に改める。

第6章第2節の節名中「制限等」を「制限」に改める。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

第6章第6節を次のように改める。

第6節 削除

第57条 削除

第58条中「事業者は、」を削り、「とき」を「者」に、「汚染の状態」を「汚染状態」に改め、同条に次の2項を加える。

2 特定有害物質又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌が存在する土地(当該土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む。)として規則で定める土地(以下「汚染された土地」という。)において土地の区画形質の変更(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならない。

3 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、前項の

規則で定める基準に適合していない土壌として規則で定める土壌（以下「汚染土壌」という。）の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7章第1節中第58条の次に次の5条を加える。

(汚染された土地に係る情報の提供)

第58条の2 汚染された土地の所有者、管理者又は占有者（次条第2項において「土地所有者等」という。）は、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている埋立て等にあつては、この限りでない。

2 土地所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。

(汚染土壌の運搬に伴う公害の防止)

第58条の4 汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
- (3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

(汚染土壌の処理に伴う公害の防止)

第58条の5 汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。
- (2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が第58条第2項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。
- (4) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。

(土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針)

第58条の6 知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

第59条第3項中「ときは」の次に「、前条の指針に基づき」を加え、「調査を行い」を「当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し」に、「届け出なければ」を「報告しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあつては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。

第59条第4項中「届出」を「報告」に、「特定有害物質による汚染により土壌の汚染の状況が規則で定める土壌汚染に係る」を「当該報告に係る特定有害物質使用地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める」に、「土壌の汚染が確認された土地の住所」を「当該特定有害物質使用地の所在」に改める。

第59条の2を削る。

第60条第1項に次のただし書を加える。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

第60条第2項中「当該」の次に「届出に係る」を加え、「変更を実施する前に」を「変更（土地の形質の変更であつて、当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、第58条の6の指針に基づき」に改め、「土壌の」を削り、「汚染状況」を「土壌の汚染の状況」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第3項ただし書の規定は、この項の規定による調査について準用する。

第60条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「が規則で定める土壌汚染に係る」を「の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める」に、「が確認されたときは」を「を確認したときは、第58条の6の指針に基づき」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第4項とする。

ただし、当該特定有害物質使用地について、土壌汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあつては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）を作成することを要しない。

第60条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項の報告（土地の区画の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表するものとする。

第60条に次の1項を加える。

6 事業者は、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地（前条第3項本文又はこの条第2項の規定による調査により土壌の汚染が確認された土地に限る。）において土地の形質の変更を行ったときは、その日から起算して14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第60条の2第1項中「者は」の次に「、第58条の6の指針に基づき」を加える。

第61条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第62条中「第59条第3項」を「第59条第3項本文」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第62条の次に次の1条を加える。

（土壌汚染による地下水への影響の調査）

第62条の2 第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査（以下この条において「条例調査」という。）又は土壌汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壌汚染状況調査を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準（規則で定める事項を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壌汚染状況調査をさせた者は、第58条の6の指針に基づき、当該土壌の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第63条の2第1項中「（平成11年法律第105号）」を削り、同条第2項中「を除く。）及び第59条の2」を「及び第3項ただし書を除く。以下この項において同じ。）」に、「これらの規定」を「同条」に改め、「（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）」を削る。

第63条の3中「第60条」の次に「（第4項ただし書を除く。）」を加え、「第62条」を「第63条」に改める。

第7章第3節及び第4節を次のように改める。

第3節及び第4節 削除

第64条から第72条まで 削除

第86条の2中「及び第10章から第12章まで」及び第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「少ない自動車」の次に「として知事が定めるもの」を加え、同条を同条第2号とし、同条第4号を削る。

第88条第2項中「（以下「環境情報」という。）」を削り、「以下「環境仕様書」を「次項において「環境仕様書」に改め、同条第3項中「環境情報」を「前項の情報」に改める。

第88条の2を次のように改める。

第88条の2 削除

第8章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第89条から第93条まで 削除

第94条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第94条の2を削る。

第95条第1項中「第94条第1項ただし書」を「前条第1項ただし書」に改める。

第96条を次のように改める。

第96条 削除

第96条の7中「第86条の2第2号ウ」を「第86条の2第1号ウ」に改める。

第96条の8第2項を削る。

第9章を次のように改める。

第9章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進

第1節 環境情報の提供

（事業者の責務）

第97条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報（以下「環境情報」という。）の提供を行うよう努めるとともに、当該提供を通じて、事業活動の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

（環境情報の提供に関する指針）

第98条 知事は、事業者による環境情報の提供を促進するため、環境情報の提供に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

（周辺環境配慮計画書の提出）

第99条 周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業で規則で定めるものを行おうとする者（以下「周辺環境配慮事業者」という。）は、当該事業を行うに当たり、あらかじめ、事業の内容及び規模、使用する施設の種類等に応じ、事業所の周辺の地域の住民等（以下「近隣住民等」という。）に環境情報を提供しなければならない。

2 周辺環境配慮事業者は、前項の規定による提供をする14日前までに、次に掲げる事項を記載した周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業所の業種
- (4) 事業所の位置及び周辺の状況
- (5) 前項の規則で定める事業の内容及び当該事業を実施する期間
- (6) 前項の規則で定める事業に係る工事に着手する日
- (7) 環境情報を提供する近隣住民等及び提供の方法の概要
- (8) 第38条及び第40条の指針に基づき自ら周辺の地域の環境に配慮した事項
- (9) 第48条の指針に基づき環境に係る組織体制の整備を実施した事項

3 周辺環境配慮事業者は、当該事業所における事業の実施に伴う周辺の地域の生活環境に及ぼす影響（規則で定めるものに限る。）について、第101条の3の指針に基づき調査を行い、その結果を記載した書類を前項の周辺環境配慮計画書に添付しなければならない。ただし、当該事業に関して環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第7条第

1項に規定する調査を行った場合は、本文の調査をすることを要しない。

4 知事は、第2項の規定による周辺環境配慮計画書の提出があったときは、第38条、第40条、第48条、前条及び第101条の3の指針を勘案し、当該周辺環境配慮計画書を提出した周辺環境配慮事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。
(周辺環境配慮報告書の提出)

第100条 周辺環境配慮事業者は、前条第1項の規定による提供をしたときは、規則で定める日までに、次に掲げる事項を記載した周辺環境配慮報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 提供した環境情報の内容
- (4) 環境情報を提供した近隣住民等及び提供の方法の概要
(変更等の届出)

第101条 前条の周辺環境配慮報告書を提出した周辺環境配慮事業者は、当該事業に係る第99条第2項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事項を変更したとき(周辺の地域の環境への負荷を低減することとなる変更その他の規則で定める変更を除く。)又は当該事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第99条第4項の規定は、前項の規定による届出(同条第2項第8号に掲げる事項の変更に限る。)があった場合について準用する。

3 第3条第1項の許可を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、第99条第2項第1号から第5号までに掲げる事項を変更したときは、第1項の規定により届け出を要しない。

第2節 周辺の地域の環境への配慮の促進

(周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握)

第101条の2 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握し、周辺の地域の環境に配慮するよう努めなければならない。

(周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針)

第101条の3 知事は、事業者が実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握を支援するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

第107条第1項中「(以下「親事業者」という。)」及び「(以下「下請事業者」という。)」を削り、同条第2項中「(以下「運送委託者」という。)」及び「(以下「運送受託者」という。)」を削り、同条第3項を削る。

第110条の2第1項中「第59条の2(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、第61条第2項(第63条の3において準用する場合を含む。)、第88条の2第1項、第90条、第96条の8第2項又は第113条の5第5項」を「前条第1項の規定による勧告を受けた者(第6条等の規定に違反するおそれがある者として同項の規定による勧告を受けた者を除く。)」又は第113条の6第5項」に改め、同項に後段として次のように加え、同条を第110条の3とする。

第6条等の規定に違反するおそれがある者として前条第1項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る第6条等の規定に違反したときも、同様とする。

第110条の次に次の1条を加える。

(違反者等への勧告)

第110条の2 知事は、第6条、第21条、第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第33条の2、第42条第1項若しくは第2項、第42条の3第1項、第52条、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2(第63条の3において準用する場合を含む。))又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定(次条において「第6条等の規定」という。)に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第107条に規定する責務を果たしていない者又はそのおそれがある者に対し同条の規定による指導、援助若しくは協力を行うべきことを、第113条の5第2項に規定する責務を果たしていない者又はそのおそれがある者に対し同項の規定による報告をすべきことを勧告することができる。

第113条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事故時等の措置)」を付し、同条第1項中「の施設、容器等の破損等の」を「において生じた」に改め、「機関」の次に「及び関係市町村長(次項において「通報受理機関」という。))」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を通報受理機関に報告しなければならない。

第113条第3項を削る。

第113条の6第1項中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改め、同条第2項中「この条」を「この項」に、「同項」を「前項」に改め、同条を第113条の7とする。

第113条の5を第113条の6とし、第113条の2から第113条の4までを1条ずつ繰り下げ、第113条の次に次の1条を加える。

第113条の2 知事は、前条第1項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第120条中「第113条の6第1項」を「第113条の7第1項」に改める。

第121条第1号中「同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに係る変更のうち、規則で定める変更を」を「第3条第2項第4号、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項

を変更」に改め、同条第2号中「第9条第2項、」を削り、「第113条第2項」を「第113条の2第1項」に改める。

第122条第1号中「第9条第1項、第51条第1項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第123条第1号中「、第51条第3項」を削り、同条第4号中「第113条第3項」を「第113条の2第2項」に改める。

附則第25項を次のように改める。

(検討)

25 知事は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年神奈川県条例第31号)の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1の51の項の次に次のように加える。

51の2 汚染土壌の処理の作業

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる神奈川県生活環境の保全等に関する条例第3条第1項の許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。

3 改正後の第7条の規定は、施行日以後に指定施設(改正後の第2条第11号に規定する指定施設をいう。以下同じ。)の設置の工事が完了する指定事業所(同条第12号に規定する指定事業所をいう。以下同じ。)について適用する。

4 施行日前に指定施設の設置の工事が完了した指定事業所に対する改正前の第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 改正後の第8条第1項の規定は、施行日以後にされる同項の許可の申請について適用し、施行日前にされた改正前の第8条第1項の許可の申請については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に改正前の第9条第1項の規定による届出をしている者が設置する指定事業所の当該届出に係る変更については、改正後の第8条の規定は、適用しない。

7 改正前の第9条第1項の規定による届出をした者に対する同条第2項の規定による命令については、なお従前の例による。

8 改正後の第10条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる事項を変更した指定事業所について適用し、施行日前に改正前の第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更又は改正前の第10条第2項に規定する規則で定める変更をした指定事業所に対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に改正前の第18条第1項の規定による認定を受けている環境管理事業所は、当該認定の有効期間が満了する日までの間は、改正後の第18条第1項の規定による認定を受けた環境管理事業所とみなす。

10 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第18条第1項の規定による認定を受けている環境管理事業所に係る

改正後の第8条第1項の規定の適用については、当該環境管理事業所は、当該認定の有効期間が満了する日までの間は、改正後の第19条の2第1項の規定による登録を受けた環境配慮推進事業所とみなす。

11 施行日前にされた改正前の第18条第2項の規定による認定の申請でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

12 附則第9項の規定により改正後の第18条第1項の規定による認定を受けたものとみなされる環境管理事業所に対する改正後の第24条の規定による認定の取消しに関しては、施行日に生じた事由については、なお従前の例による。

13 改正後の第59条第3項及び第4項(改正後の第63条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に着手する改正後の第59条第3項本文の規定による調査について適用し、施行日前に着手した改正前の第59条第3項(改正前の第63条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による調査については、なお従前の例による。

14 改正後の第60条第2項(改正後の第63条の3において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定は、施行日以後に着手する改正後の第60条第2項の規定による調査について適用し、施行日前に着手した改正前の第60条第2項(改正前の第63条の3において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による調査については、なお従前の例による。

15 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の第60条第2項の規定による報告については、改正後の第60条第2項の規定による報告とみなして、同条第3項から第5項まで(改正後の第63条の3において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

16 施行日前に改正前の第60条第3項(改正前の第63条の3において準用する場合を含む。)の規定により同項に規定する特定有害物質使用地公害防止計画(改正前の第63条の3において準用する場合にあつては、ダイオキシン類管理対象地公害防止計画。以下この項において同じ。)を知事に提出した事業者で、この条例の施行の際現に当該特定有害物質使用地公害防止計画を完了していないものに係る当該特定有害物質使用地公害防止計画は、改正後の第60条第4項(改正後の第63条の3において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出した同項に規定する特定有害物質使用地公害防止計画(改正後の第63条の3において準用する場合にあつては、ダイオキシン類管理対象地公害防止計画)とみなして、改正後の第60条第5項の規定を適用する。

17 施行日前にその作成に着手した改正前の第60条の2第1項(改正前の第63条の3において準用する場合を含む。)に規定する周知計画の作成については、なお従前の例による。

18 改正後の第62条の2の規定は、施行日前に着手した改正前の第59条第3項(改正前の第63条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による調査及び改正前の第60条第2項(改正前の第63条の3において準用する場合を含む。)の規定による調査並びに施行日前に土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項の規定により土壌汚染状況調査(同法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下この項において同じ。)の義務

が発生し、又は同法第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による命令を受けた場合における土壤汚染状況調査については、適用しない。

19 施行日前に改正前の第59条の2（改正前の第63条の2第2項において準用する場合を含む。）、第61条第2項（改正前の第63条の3において準用する場合を含む。）、第88条の2第1項又は第96条の8第2項の規定によりなされた勧告は、改正後の第110条の2第1項の規定によりなされたものとみなして改正後の第110条の3の規定を適用する。

20 施行日前にした改正前の第59条第3項（改正前の第63条の2第2項において準用する場合を含む。）、第60条若しくは第60条の2第1項若しくは第3項（改正前の第63条の3において準用する場合を含む。）、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項若しくは第96条の8第1項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表又は改正前の第107条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為若しくはそのおそれがある行為に対する勧告については、なお従前の例による。

21 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(委任)

22 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第32号

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号エ中「第一漁船物揚場、第二漁船物揚場」を「漁船物揚場」に改め、同項第2号ア中「固定栈橋、本港第一浮栈橋、新港第一浮栈橋、新港第二浮栈橋及び新港第三浮栈橋」を「本港浮栈橋及び新港浮栈橋」に改め、同号ウ中「第二南物揚場」を「南物揚場」に改め、同項第3号イ中「東荷さばき地」を削る。

第6条第3項第1号中「第一漁船物揚場、第二漁船物揚場」を「漁船物揚場」に改める。

別表第1の2 係留料の表中 「第一漁船物揚場 第二漁船物揚場」を「漁船物揚場」に改め、

「固定栈橋 本港第一浮栈橋」を削り、「第二南物揚場」を「南物揚場」に改め、

「新港第一浮栈橋 本港浮栈橋 新港第二浮栈橋 新港第三浮栈橋」を「本港浮栈橋 新港浮栈橋」に改め、同表の備考6中「湘南港の項に掲げる」を「港湾（当該承認に係る港湾に限る。）の」に改める。

別表第1の2の2 荷さばき地利用料の表大磯港の項中「東荷さばき地」を削る。

附則

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第1項第2号アに掲げる施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の別表第1の2 係留料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表第1の2 係留

料の表中 「固定栈橋 本港第一浮栈橋」とあるのは「本港浮栈橋」と、新 新

港第一浮栈橋

港第二浮栈橋 とあるのは「新港浮栈橋」とする。

港第三浮栈橋」

神奈川県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第33号

神奈川県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

神奈川県高校生修学支援基金条例（平成21年神奈川県条例第74号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県高校生修学支援等基金条例

第1条中「神奈川県高校生修学支援基金」を「神奈川県高校生修学支援等基金」に改める。

第2条中「第7条」を「第8条」に改め、「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の次に「及び東日本大震災により被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児、児童又は生徒に対する教育の機会の確保に資することを目的として国から交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を加え、「神奈川県高校生修学支援基金」を「神奈川県高校生修学支援等基金」に改める。

第3条中「額は、」の次に「次に掲げるものの合計額で」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
(2) 前条の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
(3) 基金の運用から生ずる収益金

第8条を第9条とする。

第7条中「事業」の次に「及び東日本大震災により被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児、児童又は生徒に対する教育の機会の確保に資するために実施する事業」を加え、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(区分管理)

第4条 前条第2号及び第3号(同条第2号に係る部分に限る。)に掲げる資金は、基金の他の資金と区分して管理するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

**神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例**

神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例(平成22年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「1年5月」を「3年1月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第59号

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則(昭和39年神奈川県規則第126号)の一部を次のように改正する。

別表第3中 「第一漁船物揚場 第二漁船物揚場」	を「漁船物揚場」に、	「固定栈橋 本港第一 新港第一 新港第二 新港第三 第二南物
-------------------------------	------------	---

浮栈橋 浮栈橋 浮栈橋 浮栈橋 揚場	「本港浮栈橋 を 新港浮栈橋 南物揚場	」に改める。
--------------------------------	---------------------------	--------

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。